

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

長野高教組 FAX ニュース

増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。

〒380-0838 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219
メール naganokokyoso@educas.jp HP <https://naganokokyoso.com/>

2025年7月4日(金)
No. 421 (25-01)

FAX ニュースは、HP からダウンロードできます

寒冷地手当の県人事委員会勧告(7/4) 全県が支給対象に！

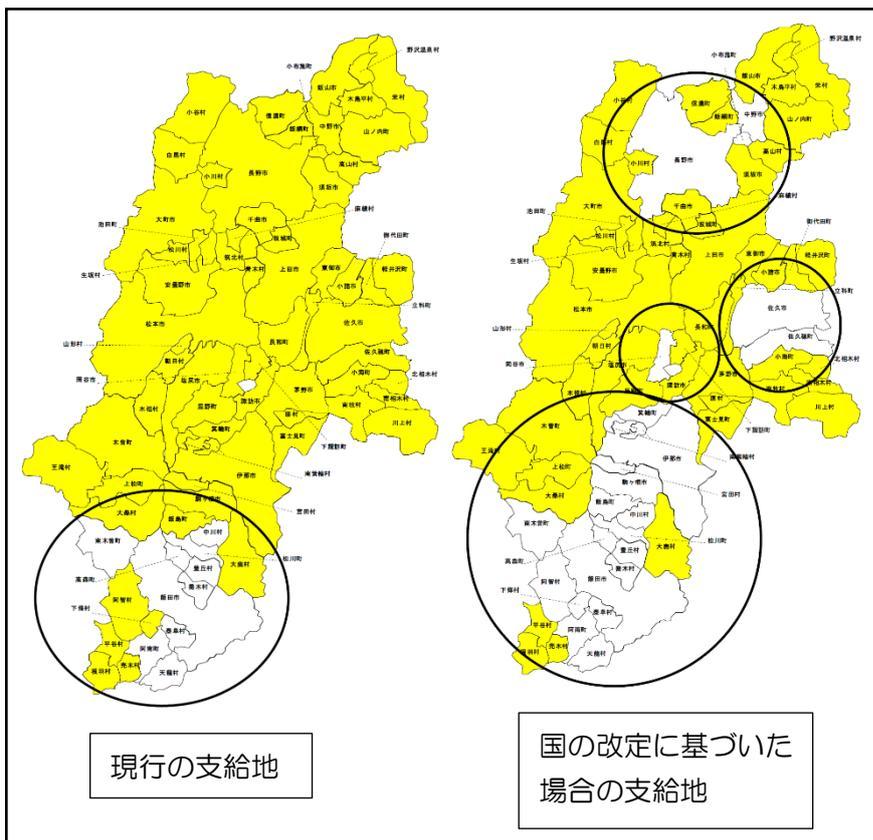
7月4日、長野県人事委員会より「寒冷地手当に関する報告および勧告」が出されました。

2024年度、国の人事院勧告において「メッシュ平年値2020」に基づく寒冷地手当支給地の見直しが行われた際、長野県では33の高校が非支給地域になり影響が大きいとして、要請行動等を行ってきました。

2024年度の県人事委員会勧告で先送りされていた寒冷地の非支給地域見直しについて今回勧告されました。

県人事委員会は、国の改定に基づく場合、「地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しくなる」「同じ地域に居住していても勤務地により支給の有無が異なる不公平」として、全県支給が適当であると勧告しました。全県一律支給はこの間組合が求めてきたものであり、この間の取組の成果と言えます。

一方で支給額については国の支給総額の減額により段階的な減額が示されました。(下表)



寒冷地手当 年度及び職員の家帯等の区分に応じ、次に掲げる表のとおりとすること

年 度	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 (その他)
扶養親族のある 職員 (世帯主)	その他の世帯主 である職員 (順世帯主)		
2025年度	16,000円	9,000円	6,000円
2026年度	15,000円	8,000円	6,000円
2027年度以降	14,000円	8,000円	6,000円

※現行の寒冷地手当は左から 19,800円/11,400円/8,200円

実施時期 2025年11月1日から

人事委員会からは「国との均衡を図るため、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を越えない範囲内」での引き下げが適当とされました。支給地域を全県としたことはこの間地公労に結集し要求したことの成果と言えますが、支給額の一律減は不満が残るものと言わざるをえず、高教組は引き続き地公労に結集し、8月5日に行われる地公労交渉に取り組みます。※同送した「地公労声明」もあわせてご確認ください。